

経営基盤強化促進事業実施要領

【目的】

新発田市の農業は稲作を中心に発展してきたが、平成30年からの国における米政策の見直し、米価下落による収益性低下及び農業従事者の高齢化、それに伴う経営基盤の弱体化が課題となっている。将来の地域農業を担う、規模拡大を目指す経営体の育成が重要であり本事業の活用により農地の集約化、作業の効率化、雇用の拡大、経営の持続性が図られ、大規模農家の経営基盤の強化に繋げる。

【補助対象者】

認定農業者（土地利用型農業、経営面積20ha以上）

【支援内容】

大規模農家が規模拡大等の経営改善、所得向上を目指すために、経営改善計画を立て、その目標達成に必要な機械、施設等を導入する事業費の一部を予算の範囲内で補助金を交付する。

【採択基準】

採択基準はポイント制とし、申請者が立てた改善目標におけるポイント及び、事業費に基づくポイントを合算する。ただし、本事業を活用したことのある申請者や機械等の更新をする申請者は、合算したポイントから減点をし、採択ポイントとする。採択ポイントが高い方から採択を行う。

【補助内容】

(1)補助金額 1経営体あたり補助上限1,000千円 事業費上限なし

(2)事業内容

[補助対象経費]

農業用機械・施設の導入

- ・補助率：1／3以内
- ・補助対象となる機械・施設は事業費で10万円以上の経費とする。
- ・中古も可とする（耐用年数以内のものに限る）。
- ・下取りがある場合はその分を差し引いた実経費に対して補助する。

[補助対象外経費]

- ・国、県、その他の補助金を活用した機械・施設は対象外
- ・国、県の補助金で該当になる機械・施設は対象外
- ・施設の修繕費は対象外（ハウスのビニール貼り替え、消耗品等）

附則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この改正後の要領は、令和3年4月1日から施行する。